

## 甘楽町空き家バンク実施要綱

令和4年要綱 第 13 号  
令和4年 3月31日公布

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に存在する空き家の情報を広く提供するため、空き家バンクに必要な事項を定めることにより、移住定住の促進と空き家利活用の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人若しくは法人が建築又は取得し、現に使用していない（近日常に使用しなくなる予定のものを含む。）建物（住宅、店舗、事務所及び倉庫に限る。以下この号において同じ。）及びその敷地で、町内に存するものをいう。ただし、賃貸や分譲等を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却又は賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、提供する制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

### (空き家等の登録要件)

第4条 空き家バンクに登録できる空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 適切に維持管理されており、老朽、損傷等が著しい空き家等でないこと。
- (2) 空き家等の所有者等が甘楽町暴力団排除条例（平成24年甘楽町条例第1号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) その他町長が不相当と認める事由がないこと。

### (空き家等の登録)

第5条 空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者等は、甘楽町空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び甘楽町空き家バンク登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該空き家等を空き家バンクに登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、甘楽町空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等の登録事項の変更)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた申込者(以下「登録所有者」という。)は、空き家バンクに登録された空き家等(以下「登録物件」という。)の登録事項に変更があったときは、甘楽町空き家バンク登録変更届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(空き家等の登録の取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件の登録を取り消すとともに、甘楽町空き家バンク登録取消通知書(様式第5号)を登録所有者に通知するものとする。

- (1) 登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録所有者から甘楽町空き家バンク登録取消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (4) その他、町長が登録の取消しを認めたとき。

(空き家等の維持管理)

第8条 登録物件の維持管理は、登録所有者の責任において行うものとする。

(空き家等の情報の公開)

第9条 町長は、登録物件に関する情報について、町ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公表するものとする。ただし、登録所有者が公開を希望しない事項については、この限りでない。

(交渉の申込み)

第10条 利用希望者が交渉の申込みを希望する登録物件があったときは、甘楽町空き家バンク交渉申込書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(登録所有者と利用者の交渉及び契約)

第11条 登録物件に関する登録所有者と利用者との交渉、売買、賃貸借等の契約について、町はこれに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(成約の報告)

第12条 売買又は賃貸借等に関する契約を締結したときは、甘楽町空き家バンク成約物件報告書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(免責事項)

第13条 町長は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業その他の事由により、情報提供の中断又は遅延が発生したときは、利用者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 町は、空き家バンクの利用により各登録所有者、その他第三者が被った損害等については、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第14条 この要綱に基づく個人情報の取扱いについては、甘楽町個人情報保護条例(平成17年甘楽町条例第3号)に定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。